

議案第 27 号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 6 年 3 月 14 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第 33 条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。